被災された方々への各種支援制度について(お知らせ)

平成 24 年 3 月で申請受付が終了する支援制度があります。該当する場合で申請がお済でない方は、期限までに申請をお願いします。

〇申請期限 3 月 30 日 (金)	
支 援 制 度 等	申請窓口・問合せ
住宅の応急修理 り災証明で半壊以上(半壊のときは収入要件あり)の被害を受けた住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要最小限の部分を申請に基づき仙台市が業者に委託して応急修理を行います。応急仮設住宅(借上げ民間賃貸住宅を含む)を利用し	市役所1階ギャラリーホール 【問合せ】 住宅の応急修理コールセンター 電話 0120-055-150 ※「り災証明書」が未発行の場合は、「り災届出証明書」で も受け付けます。
ない世帯が対象です。 住民票の写し、税証明書等交付手数料の免除 「り災証明書」または「り災届出証明書」の窓口への提示によ り、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明書等の交 付手数料が免除になります。自動交付機での証明交付は対 象外です。	各区役所・宮城総合支所戸籍住民課(住民票の写し等)・ 税務課(税証明書)、秋保総合支所税務住民課、各証明 発行センター、仙台駅前サービスセンター ※仙台駅前サービスセンターのみ土曜日に開庁するた め、3月31日(土)まで免除します。

〇申請期限は3月30日(金)ですが、り災証明書が発	〇申請期限は3月30日(金)ですが、り災証明書が発行された日から2ヵ月後までは、申請を受付けます。	
支 援 制 度 等	申請窓口・問合せ	
平成 23 年度後期高齢者医療保険料の減免 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときや主たる生計 維持者が死亡・行方不明、失職したときは、平成 23 年度後期 高齢者医療保険料を減免します。(所得制限あり)	各区役所保険年金課、各総合支所保健福祉課 ※医療機関に支払う一部負担金の免除は、9月末診療分まで延長します。	
保育料の減免 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときに保育料を減 免します。	入所している保育所を管轄する区の家庭健康課	
延長保育利用料、一時預かり・特定保育及び休日保育利用料、せんだい保育室・家庭保育福祉員・幼稚園保育室の保育料の減免 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときに延長保育料等を減免します。 ※公立・私立保育所(園)の一時預かり・特定保育利用料、私立保育所(園)の休日保育利用料及び延長保育利用料、せんだい保育室・家庭保育福祉員・幼稚園保育室の保育料の減免は3月31日(土)まで受け付けます。	・公立保育所の延長保育利用料の減免申請は、入所している保育所を管轄する区役所家庭健康課 ・上記以外の保育料等の減免申請は、入所・利用している保育所(園)	
障害福祉サービス利用者負担金の減免等 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときや家財が概 ね2分の1以上の被害を受けたときは利用者負担(食費、家賃 等を除く)を減額または免除します。	各区役所障害高齢課	
障害者支援施設の入所者負担の減免 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときや家財が概 ね2分の1以上の被害を受けたときに利用者負担(食費、日用 品費等を除く)を減額または免除します。	各区役所障害高齢課	
第1種敬老乗車証利用者負担金の免除 平成24年3月30日までに第1種敬老乗車証の交付を受けた方で、住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けた方は、利用者負担金を免除します。	各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課	
心身障害者扶養共済制度掛金の減免 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害を受けた方の1口 目の掛金を減免します。	各区役所障害高齢課	

各区役所・各総合支所の電話番号

青葉区役所 022-225-7211 宮城野区役所 022-291-2111 若林区役所 022-282-1111

太白区役所 022-247-1111 泉区 役所 022-372-3111 宮城総合支所 022-392-2111

秋保総合支所 022-399-2111 仙台駅前サービスセンター 022-223-5255

※その他各種支援制度の問合せについては 被災者支援ダイヤル 022-214-3805

裏面もご覧ください

〇申請期限4月2日(月)	
支 援 制 度 等	申請窓口・問合せ
国民年金保険料の免除	各区役所保険年金課、各総合支所保健福祉課
被災に伴い住宅、家財、その他の財産について、概ね2分の1以	
上の被害を受けたときは、全額免除になります。	
(保険等で補てんされる金額は、被害額から除きます)	

〇申請期限は4月2日(月)ですが、り災証明書が発行された日から2ヵ月後までは、申請を受付けます。		
支 援 制 度 等	申請窓口・問合せ	
平成 23 年度国民健康保険料の減免	各区役所保険年金課、各総合支所保健福祉課	
住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときや主たる生計維		
持者の所得が著しく減少したときは平成23年度保険料を減免しま		
す。(所得制限あり)		
※医療機関に支払う一部負担金の免除は、9月末診療分まで延		
長します。		
平成 23 年度介護保険料・介護保険サービス利用料等の減免	各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課	
住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けた65歳以上の方の平		
成23年度介護保険料及び平成24年9月利用分までの介護保険		
サービス利用料を減免します。		

O24 年度も申請受付を行う支援制度		
支 援 制 度 等	申請窓口・問合せ	
被災者生活再建支援制度 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害を受けたときや半壊また は敷地の被害でやむを得ず住宅を解体したときは、住宅の被害程	市役所・各区役所・宮城総合支所の特設会場 【問合せ】 義援金等相談ダイヤル 電話 022-214-8488	
度に応じて基礎支援金を、また、住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給します。 ※住宅とは、震災時に居住していた住家のみが対象となり、居住していな	我返业守恒欧/11/1/ 电阳 022 214 0400	
い住家や非住家(店舗・倉庫など)は対象となりません。		
災害援護資金貸付制度 災害により、世帯主が重傷を負った、または、住宅・家財に著しい 被害を受けた世帯に生活再建の資金の貸し付けを行います。(収 入による制限あり)	市役所・各区役所・宮城総合支所の特設会場 【問合せ】 義援金等相談ダイヤル 電話 022-214-8488	
災害義援金 住宅にり災証明で半壊以上の被害を受けたときや死亡・行方不明 者がいる世帯などに対して、全国各地から寄せられた義援金を配 分します。 ※住宅とは、震災時に居住していた住家のみが対象となり、居住していな い住家や非住家(店舗・倉庫など)は対象となりません。	市役所・各区役所・宮城総合支所の特設会場 【問合せ】 義援金等相談ダイヤル 電話 022-214-8488	
住宅の解体・撤去 り災証明で大規模半壊以上の被害を受けた倒壊の恐れがある個人の住宅や中小企業者の事業所等を対象に、所有者の申し出に基づき、仙台市が住宅等の解体・撤去を行います。(個人が所有し、自らが居住する住宅・マンションについては、半壊も対象とします。)	環境局震災廃棄物対策室 (青葉区一番町4丁目7-17小田急仙台ビル5階) ※3月30日までは、解体・撤去対象物件が所在する区の 区役所・総合支所(中小企業者の場合は経済局地域産 業支援課) 【問合せ】 「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル 022-263-8590	
乳幼児医療費助成の所得制限の特例 母子・父子家庭医療費助成の所得制限の特例 心身障害者医療助成の所得制限の特例 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害を受けた方や収入が著 しく減少する方については、所得にかかわらず助成を行います。	各区役所保険年金課、各総合支所保健福祉課 ※申請期限は平成 24 年 9 月 28 日まで	
障害者交通費助成の所得制限の特例 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害を受けた方や収入が著しく減少する方については、所得にかかわらず助成を行います。	各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課 ※申請期限は平成 24 年 9 月 28 日まで	
特別障害者手当等の特例措置 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害を受けた方や収入が著 しく減少する方については、所得にかかわらず手当を支給します。	各区役所障害高齢課	